

許可番号第 00140021626号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道網走郡美幌町字稻美96番地
氏 名 美幌貨物自動車株式会社
代表取締役 田村 博和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日

令和2年(2020年)8月1日

許可の有効年月日

令和7年(2025年)6月8日

1. 事業の範囲

埋立（廃プラスチック類（ただし、自動車等破碎物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破碎に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ゴムくず、がれき類、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む）、

再生骨材等の製造（破碎（がれき類））、
造粒・固化（汚泥（無機性汚泥に限る。））、
破碎・分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃石膏ボード））、
破碎（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

産業廃棄物処分業許可証第2面から第4面のとおり。

（第2面へ続く）

（オホーツク総合振興局）

許可番号 第00140021626号
許可業者の名称 美幌貨物自動車株式会社

2. 事業の用に供するすべての施設

・施設の種類	安定型最終処分場	・施設の種類	木くずの破碎施設
設置場所	網走郡美幌町字高野191番1、3、4、12、18、20、23	設置場所	網走郡美幌町字高野190番6、191番13、25
設置年月日	平成10年（1998年）7月7日	札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）	
処理能力	面積19,691.5m ² 、容量78,174.8m ³	設置年月日	平成15年（2003年）12月3日
許可年月日	平成10年（1998年）6月15日	許可年月日	平成15年（2003年）8月28日
許可番号	網環生第630号	許可番号	網環生第98-2号
・施設の種類	安定型最終処分場	処理能力	240t/日(8時間)、30t/時間
設置場所	網走郡美幌町字高野190番1、2、191番1、3、4、12、13、16、17、18、20、198番5	・施設の種類	木くずの破碎施設
設置年月日	平成27年（2015年）8月26日	設置場所	網走郡美幌町字高野190番6、191番13、25
処理能力	面積24,014m ² 、容量78,226m ³	札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）	
許可年月日	平成19年（2007年）11月30日	設置年月日	平成27年（2015年）10月7日
許可番号	網環生第2335号	許可年月日	平成27年（2015年）8月31日
・施設の種類	廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、ゴムくずの破碎施設	許可番号	才環生第1840号
設置場所	網走郡美幌町字高野191番24	処理能力	338.4t/日(8時間)、42.3t/時間
設置年月日	令和元年（2019年）8月1日	・施設の種類	紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）破碎・分離施設
許可年月日	令和元年（2019年）8月1日	設置場所	網走郡美幌町字高野188番3
許可番号	才環生第1571号	設置年月日	平成15年（2003年）3月25日
処理能力	48.0t/日(8時間)、6.0t/時間	処理能力	4.8t/日(8時間)、0.6t/時間
・施設の種類	木くずの破碎施設		
設置場所	網走郡美幌町字高野190番6、191番13、25		
設置年月日	札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）		
届出年月日	平成7年（1995年）5月3日		
届出番号	平成13年（2001年）4月27日		
処理能力	網環生第270-27号		
	240t/日(8時間)、30t/時間		

(第3面へ続く)

(オホーツク総合振興局)

許可番号 第00140021626号
許可業者の名称 美幌貨物自動車株式会社

2. 事業の用に供するすべての施設

・施設の種類	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	・施設の種類	保管場所1
設置場所	網走郡美幌町字高野190番4 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生したがれき類を処理するために、工事現場及び工事と一緒にとして管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）	設置場所	網走郡美幌町字高野188番3
設置年月日	平成26年（2014年）11月18日	面積	280.5m ²
許可年月日	平成26年（2014年）12月19日	種類	木くず（解体材）
許可番号	オホーツク第2775号	保管上限	450.9m ³ 高さ3.0m
処理能力	800t/日(8時間)、100t/時間		
・施設の種類	汚泥の造粒・固化施設	・施設の種類	保管場所2
設置場所	網走郡美幌町字高野190番4	設置場所	網走郡美幌町字高野191番11、23
設置年月日	平成16年（2004年）9月16日	面積	1,336m ²
処理能力	80m ³ /日(8時間)、10m ³ /時間	種類	木くず（解体材）
		保管上限	3,414.4m ³ 高さ4.0m
・施設の種類	汚泥の造粒・固化施設（可搬型）	・施設の種類	保管場所3
設置場所	網走郡美幌町字高野191番24	設置場所	網走郡美幌町字高野190番6、191番13、25
設置年月日	平成23年（2011年）10月16日	面積	2,626m ²
処理能力	120m ³ /日(8時間)、15m ³ /時間	種類	木くず（伐根、伐木）
		保管上限	5,901m ³ 高さ 3.0m
・施設の種類	木くずの破碎施設	・施設の種類	保管場所4
設置場所	網走郡美幌町字高野190番6 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一緒にとして管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）	設置場所	網走郡美幌町字高野190番6、191番13
設置年月日	平成31年（2019年）4月18日	面積	2,011m ²
許可年月日	平成31年（2019年）3月29日	種類	木くず（伐根、伐木）
許可番号	オホーツク第4097号	保管上限	4,241m ³ 高さ 3.0m
処理能力	338.4t/日(8時間)、42.3t/時間		
・施設の種類	保管場所5	・施設の種類	保管場所6
設置場所	網走郡美幌町字高野190番6、191番13	設置場所	網走郡美幌町字高野191番1
		面積	31.25m ²
		種類	紙くず
		保管上限	14.08m ³ 高さ 1.0m
・施設の種類	保管場所7	・施設の種類	保管場所7
設置場所	網走郡美幌町字高野191番1	設置場所	網走郡美幌町字高野191番1
		面積	31.25m ²
		種類	繊維くず
		保管上限	14.08m ³ 高さ 1.0m

(第4面へ続く)

許可番号 第00140021626号
許可業者の名称 美幌貨物自動車株式会社

2. 事業の用に供するすべての施設

・施設の種類	保管場所 8	・施設の種類	保管場所 11
設置場所	網走郡美幌町字高野191番24	設置場所	網走郡美幌町字高野191番4
面積	220m ²	面積	36m ²
種類	廃プラスチック類	種類	汚泥
保管上限	245.8m ³ 高さ 2.5m	保管上限	54m ³ 高さ 1.5m
・施設の種類	保管場所 9	・施設の種類	保管場所 12
設置場所	網走郡美幌町字高野191番24	設置場所	網走郡美幌町字高野191番4
面積	16.2m ²	面積	72m ²
種類	ゴムくず	種類	汚泥
保管上限	9.1m ³ 高さ 1.0m	保管上限	102.2m ³ 高さ 1.48m
・施設の種類	保管場所 10	・施設の種類	保管場所 13
設置場所	網走郡美幌町字高野188番3	設置場所	網走郡美幌町字高野190番4
面積	64m ²	面積	600m ²
種類	紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃石膏ボード）	種類	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限	42m ³	保管上限	1,044m ³ 高さ 3.0m

3. 許可の条件

- (ア) 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書（別記様式3）を提出すること。
 なお、施設の稼働によって、周辺の生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- (イ) 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書（別記様式4）を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年（2015年）6月17日 許可の更新
 令和2年（2020年）8月1日 許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無